

石川県公報

令和4年8月2日

第13529号(火曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示		公 告	
○医療扶助のための医療を担当させる機関の指定 (厚生政策課)	1	○医療扶助のための施術を担当させる機関の指定 (同)	3
○医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定 (同)	1	○医療支援給付のための施術を担当させる機関の指定 (同)	4
○生活保護法に基づく指定医療機関の診療所等の廃止の届出 (同)	2	○生活保護法に基づき指定を受けた施術機関の施術所の廃止の届出 (同)	4
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の診療所等の廃止の届出 (同)	2	○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定を受けた施術機関の施術所の廃止の届出 (同)	4
○生活保護法に基づく指定介護機関の事業者及び事業所の所在地の変更の届出 (同)	2	○救急病院の認定 (地域医療推進室)	4
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の事業者及び事業所の所在地の変更の届出 (同)	2	○青少年に有害な興行の指定 (少子化対策監室)	4
○生活保護法に基づく指定介護機関の事業所の廃止の届出 (同)	3	○特定計量器の定期検査の実施 (経営支援課)	5
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の事業所の廃止の届出 (同)	3		

告 示

石川県告示第312号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和4年8月2日

石川県知事 馳 浩

名 称	所 在 地	指定年月日
医療法人 真俊会 笹谷歯科医院	輪島市河井町3部167番地	令和4年6月1日
アルプ薬局七尾万行店	七尾市万行2丁目65番地	令和4年6月1日
青い森薬局 倉光店	白山市倉光七丁目40番2	令和4年7月1日
訪問看護ステーション 北のと	鳳珠郡穴水町川島サ61番地	令和4年7月1日

石川県告示第313号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和4年8月2日

石川県知事 馳 浩

名 称	所 在 地	指定年月日
医療法人 真俊会 笹谷歯科医院	輪島市河井町3部167番地	令和4年6月1日
アルプ薬局七尾万行店	七尾市万行2丁目65番地	令和4年6月1日
青い森薬局 倉光店	白山市倉光七丁目40番2	令和4年7月1日
訪問看護ステーション 北のと	鳳珠郡穴水町川島サ61番地	令和4年7月1日

石川県告示第314号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を廃止した旨の届出があった。

令和4年8月2日

石川県知事 馳 浩

名 称	所 在 地	廃止年月日
笹谷歯科医院	輪島市河井町3部167番地	令和4年5月31日
アルプ薬局七尾万行店	七尾市万行2丁目69番地	令和4年5月31日
石崎あおぞら薬局	七尾市石崎町エ5番地1	令和4年6月30日

石川県告示第315号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を廃止した旨の届出があった。

令和4年8月2日

石川県知事 馳 浩

名 称	所 在 地	廃止年月日
笹谷歯科医院	輪島市河井町3部167番地	令和4年5月31日
アルプ薬局七尾万行店	七尾市万行2丁目69番地	令和4年5月31日
石崎あおぞら薬局	七尾市石崎町エ5番地1	令和4年6月30日

石川県告示第316号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり事業者及び事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

令和4年8月2日

石川県知事 馳 浩

指 定 介 護 事 業 者		指 定 介 護 事 業 所		変 更 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
社会福祉法人 こうけん会	新 羽咋郡宝達志水町北川 尻二部55番地	特別養護老人ホーム宝達 苑	新 羽咋郡宝達志水町北川尻 二部55番地	令和4年 6月20日
			旧 羽咋郡押水町字北川尻二 部55番地	
	旧 金沢市旭町1丁目21番 18号	短期入所施設（ショート ステイ）はくいの郷	羽咋市島出町上1番地3	

石川県告示第317号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第

54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり事業者及び事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

令和4年8月2日

石川県知事 馳 浩

指定介護事業者		指定介護事業所		変更年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
社会福祉法人 こうけん会	新 羽咋郡宝達志水町北川尻二部55番地	特別養護老人ホーム宝達苑	新 羽咋郡宝達志水町北川尻二部55番地	令和4年 6月20日
			旧 羽咋郡押水町字北川尻二部55番地	
旧 金沢市旭町1丁目21番18号	短期入所施設(ショートステイ)はくいの郷	羽咋市島出町上1番地3		

石川県告示第318号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり事業所を廃止した旨の届出があった。

令和4年8月2日

石川県知事 馳 浩

指定介護事業者		指定介護事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
笹谷 哲夫	輪島市河井町3部167番地	笹谷歯科医院	輪島市河井町3部167番地	令和4年 5月31日

石川県告示第319号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり事業所を廃止した旨の届出があった。

令和4年8月2日

石川県知事 馳 浩

指定介護事業者		指定介護事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
笹谷 哲夫	輪島市河井町3部167番地	笹谷歯科医院	輪島市河井町3部167番地	令和4年 5月31日

石川県告示第320号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項の規定により、医療扶助のための施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和4年8月2日

石川県知事 馳 浩

氏名	名称	所在地	指定年月日
長谷 かほり	かほりレディース接骨院	野々市市新庄5丁目9番地 KANADE III	令和4年6月23日

石川県告示第321号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項の規定により、医療支援給付のための施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和4年8月2日

石川県知事 馳 浩

氏名	名称	所在地	指定年月日
長谷 かほり	かほりレディース接骨院	野々市市新庄5丁目9番地 KANADE III	令和4年6月23日

石川県告示第322号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、指定を受けた施術機関から、次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

令和4年8月2日

石川県知事 馳 浩

氏名(名称)	所在地	廃止年月日
物應 明(モツオ接骨院)	珠洲市宝立町金峰寺末字30-1	令和4年7月15日

石川県告示第323号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、指定を受けた施術機関から、次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

令和4年8月2日

石川県知事 馳 浩

氏名(名称)	所在地	廃止年月日
物應 明(モツオ接骨院)	珠洲市宝立町金峰寺末字30-1	令和4年7月15日

石川県告示第324号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。

令和4年8月2日

石川県知事 馳 浩

名称	所在地	認定年月日	認定の有効期限
国民健康保険 小松市民病院	小松市向本折町ホ60番地	令和4年7月24日	令和7年7月23日

石川県告示第325号

いしかわ子ども総合条例(平成19年石川県条例第18号)第41条第1項の規定により、次の興行を青少年に有害なものとして指定した。

令和4年8月2日

石川県知事 馳 浩

1 有害興行

興行の種類	興 行 名	製作会社・配給会社等名
映 画	囚われの女 〈原題〉LA CAPTIVE	コピアポア・フィルム (フ ラ ン ス)
〃	私、あなた、彼、彼女 〈原題〉JE TU IL ELLE	コピアポア・フィルム (ベルギー及びフランス)

2 指定の理由

内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものである。

3 指定年月日

令和4年8月2日

石川県告示第326号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定により、特定計量器(非自動はかり、分銅及びおもり)の定期検査を次のとおり実施する。

令和4年8月2日

石川県知事 馳 浩

知事が指定する場所で実施する検査

区 域	日 時	場 所
中能登町全域	令和4年9月6日(火) (午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後3時まで)	社会福祉センター
加賀市のうち 橋立小学校及び金明小学校の各通学区域	令和4年9月12日(月) (午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時まで)	橋立地区会館
加賀市のうち 錦城小学校、錦城東小学校、三谷小学校及び南郷小学校の各通学区域	令和4年9月13日(火) (午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時まで)	かが交流プラザさくら 多目的エントランスホール
加賀市のうち 山中地区並びに山代小学校、東谷口小学校、庄小学校及び勅使小学校の各通学区域	令和4年9月14日(水) (午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時まで)	山代地区会館
加賀市のうち 湖北小学校、片山津小学校、動橋小学校、分校小学校及び作見小学校の各通学区域	令和4年9月15日(木) (午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時まで)	動橋地区会館
能登町のうち 内浦地区	令和4年10月4日(火) (午後1時から午後3時まで)	内浦総合支所
能登町のうち 柳田地区	令和4年10月5日(水) (午後0時30分から午後3時まで)	柳田公民館
能登町のうち 能都地区	令和4年10月6日(木) (午後0時30分から午後3時まで)	能登町役場
穴水町全域	令和4年10月11日(火) (午前11時から正午まで及び午後1時から午後3時まで)	穴水町役場
羽咋市全域	令和4年10月13日(木) (午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時まで)	羽咋市役所横体育館

公 告

令和4年度石川県ふぐ処理資格者試験公告

石川県ふぐの処理等の規制に関する条例（平成18年石川県条例第33号）第15条の規定により、令和4年度石川県ふぐ処理資格者試験を次のとおり実施する。

令和4年8月2日

石川県知事 馳 浩

1 試験の日時

(1) 学科試験

令和4年11月8日（火）午前10時30分から正午まで

(2) 実技試験

令和4年11月15日（火）午前10時から

2 試験の場所

(1) 学科試験

石川県庁行政庁舎 11階会議室

(2) 実技試験

金沢勤労者プラザ

金沢市北安江3丁目2番20号

3 出願に関する書類の受付期間

令和4年8月17日（水）から同年9月22日（木）まで（県の休日を除く。）とする。ただし、郵送の場合は、同日までの消印があるものに限り受け付ける。

4 試験実施要領の配布場所及び出願に関する書類の提出先

(1) 県内（金沢市を除く。）に居住する者

住所地を管轄する県保健福祉センター

(2) 金沢市又は県外に居住する者

石川県健康福祉部薬事衛生課

5 その他

詳細な点についての問合せは、石川県健康福祉部薬事衛生課へすること。

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べるができる。

令和4年8月2日

石川県知事 馳 浩

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アル・プラザ津幡

河北郡津幡町北中条5-25 ほか87筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社

代表取締役 西野 敏哉

東京都港区芝浦一丁目2番3号

三菱HCキャピタル株式会社

代表取締役 柳井 隆博

東京都千代田区丸の内一丁目5番1号

(変更後) 株式会社平和堂

代表取締役 平松 正嗣

滋賀県彦根市西今町1番地

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社平和堂

代表取締役 平松 正嗣

滋賀県彦根市西今町1番地

ほか17者

(変更後) 株式会社平和堂

代表取締役 平松 正嗣

滋賀県彦根市西今町1番地

ほか14者

3 変更の年月日

(1) 令和4年6月27日

(2) 令和3年10月20日

4 変更する理由

(1) 大規模小売店舗を設置する者の変更のため

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の退店、氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更のため

5 届出年月日

令和4年7月21日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び津幡町産業建設部産業振興課

7 届出等の縦覧期間

令和4年8月2日から同年12月2日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

令和4年12月2日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

